

国土利用計画新旧・三重県国土利用計画(第4次)比較表

No	項目	国土利用計画(第5次):平成27年8月	項目	国土利用計画(第4次)平成20年7月	項目	三重県国土利用計画(第4次)平成20年10月	備考
1	はじめに	(国の状況、国土利用計画法の理念)	前文	(根拠条項、都道府県計画、市町村計画、土地利用基本計画との関係)	前文	(根拠条項、都道府県計画、市町村計画、土地利用基本計画との関係)	国4次と同一
2	1 国土の利用に関する基本構想		1 国土の利用に関する基本構想		第1章 県土の利用に関する基本構想		国4次と同一
3	(1)国土利用基本方針		(1)国土利用基本方針	ア (国土の利用の基本理念) (健康で文化的な生活環境の確保と地域の特性に応じた発展)	1 県土の利用の基本方向 (1)基本理念 (2)県土の特性を生かした土地利用	(健康で文化的な生活環境の確保と地域の特性に応じた発展) ア 北勢地域、イ 中南勢地域、ウ 伊勢志摩地域、エ 伊賀地域、オ 東紀州地域	国4次に沿って県の利用方向を記載
4		ア 国土利用計画をめぐる基本的条件の変化 (既に人口減少社会を迎えており、急激な人口減少を予想。土地需要の減少、国土利用の縮小、計画的、戦略的に安全で持続可能な国土利用が重要)		イ (基本的条件の変化) (人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展、土地需要は当面みられるが、市街化圧力がさらに弱まる。国土の安全性に対する要請、総合的な観点からマネジメントを行っていくことを期待)	(3)県土をめぐる情勢の変化	ア (人口動向、都市とそれ以外の情勢) イ (災害、地球温暖化、自然・景観) ウ (県土の有効利用や質的向上にかかる留意点)	平成20年当時の三重県現状を記載
5		イ 当計画が取り組むべき課題 (ア)人口減少による国土管理水準等の低下 (イ)自然環境と美しい景観等の悪化 (ウ)災害に対して脆弱な国土		ウ (本計画の課題) (有効利用、適切な維持管理、利用区分に応じた区分ごとの土地利用の量的な調整。国土利用の質的向上、持続可能な国土管理。)	(4)今回の計画期間における課題	ア 土地需要の量的調整 イ 県土利用の質的向上 ウ 県土の総合的な監視 エ 課題の実現にあたっての配慮	計画期間中の三重県の課題を記載
6		ウ 国土利用の基本方針 (ア)適切な国土管理を実現する国土利用 (イ)自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用 (ウ)安全・安心を実現する国土利用 (エ)複合的な施策の推進と国土の選択的な利用 (オ)多様な主体による国土の国民的経営					
7		エ 国土形成計画との連携 (国土形成計画法に基づく国土形成計画は、国土利用計画により推進される「安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用」と相まって、その効果を十分に発揮する。)					
8		オ 今後の国土利用計画に当たっては、地方分権の進捗状況や国会等の移転の検討状況等を十分に踏まえる必要あり		エ (今度の国土利用計画に当たっては、地方分権の進捗状況や国会等の移転の検討状況を十分に踏まえる必要あり)	(5)地方分権、首都機能移転と道州制	(地方分権の進捗状況や三重畿央地域をはじめとする首都機能移転、道州制の議論などの動向を十分に踏まえ、必要に応じ計画変更を図る。)	国4次に沿った三重県の現状記載
9		カ 東日本大震災の被災地における土地利用については、被災地の復興・再生の状況を踏まえ、検討を行う必要あり					
10	(2)地域類型別の国土利用の基本方向	ア 都市 (都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するように誘導していく。交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・国土構造の形成を図る。)	(2)地域類型別の国土利用の基本方向	ア 都市 (高齢化の進展等の中で市街化圧力が低下、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機と捉える。都市機能の集積やアクセシビリティの確保を推進しつつ、土地利用の高度化を図る。自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する)	2 地域類型別の県土の基本方向	(1)都市 (高齢化の進展等の中で市街化圧力が低下、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機と捉える。自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する)	国4次と同一。

No	項目	国土利用計画(第5次):平成27年8月	項目	国土利用計画(第4次)平成20年7月	項目	三重県国土利用計画(第4次)平成20年10月	備考
11		イ 農山漁村 (6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化農林水産物の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、健全な地域社会を築く。中山間地域等の集落地域においては、地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、「小さな拠点」の形成を進めることが有効)		イ 農山漁村 (総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。地域住民を含む多様な主体の参画等により国土資源の適切な管理を図る。都市との機能分担や交流・連携の促進を通じ、効率的な土地利用を図る。)		(2)農山漁村 (総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。地域住民を含む多様な主体の参画等により国土資源の適切な管理を図る。都市との機能分担や交流・連携の促進を通じ、効率的な土地利用を図る。)	国4次と同一。
12		ウ 自然維持地域 (野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、適正に保全する。また都市・農山漁村との適切な関係を通じて、自然環境の保全・再生・活用を進める。)		ウ 自然維持地域 (野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、適正に保全する。また都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。)		(3)自然維持地域 (野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、適正に保全する。また都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。)	国4次と同一。
13	(3)利用区分別の国土利用の基本方向	ア 農地 (食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進する。)	(3)利用区分別の国土利用の基本方向	ア(農用地) (効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、農産物の長期的な需給動向を考慮し、国内の農業生産力の維持強化に向け、農用地の確保と整備を図る。)	3 利用区分別の県土利用の基本方向	(1)農用地 (効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、農産物の長期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持強化に向け、農用地の確保と整備を図る。)	国4次と同一。
14		イ 森林 (国土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用を推進する。)		イ(森林) (将来の世代が森林の持つ多面的機能を楽しむことができるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。)		(2)森林 (将来の世代が森林の持つ多面的機能を楽しむことができるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。)	国4次と同一。
15		ウ 原野 (生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。)		ウ(原野) (生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。)		(3)原野 (生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。)	国4次と同一。
16		エ 水面・河川・水路 (流域の特性に応じた健全な水環境の維持又は回復等を通じ、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。)		エ(水面・河川・水路) (地域の安全性の確保、より安定した水供給のための開発にかかる用地の確保、既存用地の持続的な利用。都市等で多様な機能の維持・向上を図る。)		(4)水面・河川・水路 (地域の安全性の確保、より安定した水供給のための開発にかかる用地の確保、既存用地の持続的な利用。都市等で多様な機能の維持・向上を図る。)	国4次と同一。
17		オ 道路 (災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、国土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、既存用地の有効利用を図る。)		オ(道路) (地域間の交流・連携を促進し、国土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存の用地の持続的な利用を図る。)		(5)道路 (地域間の交流・連携を促進し、国土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存の用地の持続的な利用を図る。)	国4次と同一。
18		カ 住宅地 (人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、良好な居住環境を形成する。その際、都市の集約化に向けて居住を誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。)		カ(住宅地) (住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。)		(6)宅地 ア 住宅地 (住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。)	国4次と同一。
19		キ 工業用地 (グローバル化や情報化の進展に伴うインフラの整備状況や地域産業活性化の動向等を踏まえ、必要な用地の確保を図る。)		キ(工業用地) (産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を重視した立地動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。)		(6)宅地 イ 工業用地 (産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を重視した立地動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。)	国4次と同一。

No	項目	国土利用計画(第5次):平成27年8月	項目	国土利用計画(第4次)平成20年7月	項目	三重県国土利用計画(第4次)平成20年10月	備考
20		ク その他の宅地 (土地利用の高度化、集約化、災害リスクの高い地域への立地抑制などに配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。公共施設は、災害リスクに十分配慮し、中心部等での立地を促進させることにより、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。)		ク (その他の宅地) (事務所・店舗用地は、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。)		(6)宅地 ウ その他の宅地(事務所、店舗用地など) (事務所・店舗用地は、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。)	国4次と同一。
21		ケ その他(公用・公共用施設の用地) (文教施設、公園用地等については、国民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。)		ケ (公用・公共用施設の用地) (国民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。)	4 その他留意する県土利用の基本方向	(1)公用・公共用施設用地 (県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。)	国4次と同一。
22				コ (レクリエーション用地) (自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進める。)		(2)レクリエーション用地 (自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進める。)	国4次と同一。
23		コ その他(低・未利用地) (都市部は公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用、農山漁村地区は所有者等による適切な管理、農用地としての活用を積極的に図る。状況に応じては、農用地以外の転換による有効利用を図る。ゴルフ場等比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。)		サ (低未利用地) (都市部は公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用、農山漁村地区は所有者等による適切な管理、農用地としての活用を積極的に図る。状況に応じては、農用地以外の転換による有効利用を図る。)		(3)低未利用地 ア 都市部の低未利用地 (都市部は公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用、 イ 耕作放棄地 (多様な主体が参加することにより、農用地としての活用を図ることを基本とするが、地域の実情に応じ、その他への転換も図る。)	国4次から項目を絞り込み。
24		サ その他(沿岸域) (海域と陸域の一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。)		シ (沿岸域) (海域と陸域の一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。)		(4)沿岸域 (海域と陸域の一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。)	国4次と同一。
25	2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要		2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要		第2章 利用区分ごとの現場の目標およびその地域別の概要		
26	(1)国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	(計画の基準年は平成24年とし、目標年次は平成37年。人口1億2,070万人、5,200万世帯。利用目的に応じた区分ごとの規模の目標。)	(1)国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	(計画の目標年次は平成29年、基準年次は平成16年。平成29年時の目標人口、世帯、利用区分ごとの土地面積を設定。1億2,400万人、5千万世帯)	1 利用区分ごとの規模の目標	(計画の目標年次は平成29年、基準年次は平成16年。平成29年時の目標人口、世帯、利用区分ごとの土地面積を設定。平成29年において、県人口180万人、68万世帯を想定)	国4次計画期間に同一。
27	(2)地域類型別の概要	(地域区分は、三大都市圏及び地方圏とし、三大都市圏の人口は6,400万人程度、地方圏は5,700万人程度とする。)	(2)地域類型別の概要	(地域区分は、三大都市圏及び地方圏とし、三大都市圏の人口は6,400万人程度、地方圏は6,000万人程度とする。)	2 地域別の概要	(地域区分は、北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州とする。)	国4次計画期間に同一。
28	3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	(国土の利用は、公共の福祉を優先させるとともに、総合的かつ計画的に進める必要があり、国等は各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。)	3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	(「安全で安心できる国土利用」「環境と共生を重視した国土利用」「美しくゆとりある国土利用」等の観点を総合的に勘案し実施を図る必要。)	第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	(「安全で安心できる県土利用」「環境と共生を重視した県土利用」「美しくゆとりある県土利用」等の観点を総合的に勘案し実施を図る必要。)	国4次と同一。
29	(1)土地利用関連法性等の適切な運用	(同法及び土地利用関係法の適切な運用、県・市町計画などの調整を通じ、適切な土地利用の確保と国土資源の適切な管理を図る。)	(1)公共の福祉の優先	(諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。)	1 公共の福祉の優先	(諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。)	国4次と同一。
30	(2)国土の保全と安全性の確保	(災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。)	(2)国土利用計画法等の適切な運用	(同法及び関連する土地利用関係法の適切な運用、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。)	2 国土利用計画法等の適切な運用	(同法及び関連する土地利用関係法の適切な運用、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。)	国4次と同一。

No	項目	国土利用計画(第5次):平成27年8月	項目	国土利用計画(第4次)平成20年7月	項目	三重県国土利用計画(第4次)平成20年10月	備考
31	(3)持続可能な国土の管理	(都市の集約化に向け、都市機能や居住の誘導、集落地域における小さな拠点の推進を進める。)	(3)地域整備施策の推進	(国土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、総合的環境の整備を図る。)	3 地域整備施策の推進	(地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、総合的環境の整備を図る。)	国4次と同一
32	(4)自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	(自然環境の適性に応じた保全・再生・活用、地域における生態系ネットワークの国レベルへの拡大、状況把握のためのモニタリングや影響把握のための調査研究の推進など行う。)	(4)国土の保全と安全性の確保	(適正な国土利用への誘導を図るとともに、国土保全施設の整備を推進する。)	4 国土の保全と安全性の確保	(適正な国土利用への誘導を図るとともに、国土保全施設の整備を推進する。)	国4次と同一
33	(5)土地の有効利用の促進	(市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等により、既存住宅ストックの有効利用を進める。)	(5)環境の保全と美しい国土の形成	(効率的なエネルギーの供給、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの導入などに取り組み、環境負荷の小さな都市構造や経済社会システムの形成に向けて、適切な土地利用を図る。)	5 環境の保全と美しい国土の形成	(効率的なエネルギーの供給、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの導入などに取り組み、環境負荷の小さな都市構造や経済社会システムの形成に向けて、適切な土地利用を図る。)	国4次と同一
34	(6)土地利用転換の適正化	(人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行う。大規模な土地利用の転換は、事前に十分な調査を行い、適正な土地利用を図る。)	(6)土地利用の転換の適正化	(土地利用転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意し、人口及び産業の動向等を勘案して適正に行う。)	6 土地利用の転換の適正化	(土地利用転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意し、人口及び産業の動向等を勘案して適正に行う。)	国4次と同一
35			(7)土地の有効利用の促進	【農用地、森林、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、低未利用地のそれぞれにおいて、促進方法を記載】	7 土地の有効利用の促進	【農用地、森林、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、低未利用地のそれぞれにおいて、促進方法を記載】	国4次とほぼ同一。一部簡略。
36	(7)国土に関する調査の推進	(国土情報整備調査、国土調査等を推進し、総合的な利用を図る。)		第5次国土計画の(7)には、(9)で対応。		第5次国土計画の(7)には、9で対応	
37	(8)計画の効果的な推進	(計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、国土利用をとりまく状況や国土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進状況の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。)					
38	(9)国土の国民的経営の推進	(多様な主体が、森林づくり活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により国土の適切な管理に参画する「国民的経営」の取組を推進する。)	(8)国土の国民的経営の推進	(行政、土地所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が様々な方法により国土の適切な管理に参画していく「国土の国民的経営」の取組を推進する。)	8 「新しい時代の公」の推進	(土地所有者以外の者が国土の管理を行うことにより、地域の愛着や所有者の管理に対する関心の喚起などの効果が期待できる。多様な主体が様々な方法により国土の適切な管理に参画していく「新しい時代の公」の取組を推進する。)	同一趣旨
39		第4次国土利用計画の(9)には、(7)で対応。	(9)国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	国土に関する基礎的な調査の推進、総合的な利用。境界や所有者が不明となる土地の発生防止に境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。	9 国土に関する調査の推進および成果の普及啓発	国土に関する基礎的な調査の推進、総合的な利用。境界や所有者が不明となる土地の発生防止に境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。	国4次と同一
40			(10)指標の活用	持続的な国土管理に資するため、各種指標の活用を図る。経済社会の大きな変化を踏まえ、計画策定より概ね5年後に計画の総合的な点検を行う。	10 指標の活用	持続的な国土管理に資するため、各種指標の活用を図る。経済社会の大きな変化を踏まえ、計画策定より概ね5年後に計画の総合的な点検を行う。	国4次と同一
41	おわりに	(基本方針を実現するために必要な土地利用の転換には、数十年単位の期間を要する場合も多く、長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められる。)					